○三条市交通安全対策会議規則

平成17年５月１日
規則第106号
改正　令和６年２月規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、三条市交通安全に関する条例（平成17年三条市条例第124号）第４条第５項の規定に基づき、三条市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

３　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　国の関係地方行政機関の職員

(2)　新潟県の関係行政機関の職員

(3)　市の職員

(4)　その他市長が適当と認めた者

４　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第３条　対策会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第４条　対策会議の庶務は、市民部環境課において処理する。

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が別に定める。

附　則

この規則は、平成17年５月１日から施行する。

附　則（平成20年３月規則第15号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（令和６年２月規則第４号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。